

## 本市における医療的ケア児への支援について (医療的ケア児等コーディネーターに対するフォローアップ)

### 1. 医療的ケア児支援法の施行

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること等を目的とし、国、地方公共団体等の責務が明記された。

※都道府県の責務「医療的ケア児支援センター」の設置

兵庫県においては令和4年6月15日、  
「社会福祉法人養徳会 医療型障害児入所施設医療福祉センターきずな」内に設置

### 2. 医療的ケア児等コーディネーターについて

平成 30 年度より医療的ケア児等コーディネーターを養成するための研修が行われている（主催：兵庫県）。

### 3. 本市における医療的ケア児支援の取組み

#### (1) 「圏域コーディネート事業所」の設置（業務委託）

##### ①役割

- ・医療的ケア児支援センターと連携（機能を補完）し、必要な知識・情報を関係機関等へ提供（普及啓発）
- ・研修の開催
- ・個別支援会議等への参加

##### ②委託先

社会福祉法人 芳友（医療型障害児入所施設「にこにこハウス」等を運営）

#### (2) 医療的ケア児等コーディネーターへのフォローアップ

##### ①研修の実施（年 1 回程度）※主に圏域コーディネート事業所が実施

第 1 回 令和 4 年 6 月 29 日

##### ②個別相談に対する助言

※圏域コーディネート事業所にて対応

##### ③障害者相談支援センター、児童発達支援センターを中心とした

- ・連絡会・意見交換会の開催
- ・区自立支援協議会を活用したケース検討会等の実施 など

#### (3) 医療的ケア児等コーディネーター配置事業所の公表（8 月予定）

配置事業所数 21 事業所（予定）

（コーディネーター人数 30 名（予定））